

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年12月3日(2024.12.3)

【国際公開番号】WO2022/114967
 【公表番号】特表2023-551219(P2023-551219A)
 【公表日】令和5年12月7日(2023.12.7)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-230
 【出願番号】特願2023-531052(P2023-531052)
 【国際特許分類】

10

A 6 1 M 39/02(2006.01)
 A 6 1 M 27/00(2006.01)

【F I】

A 6 1 M 39/02 1 0 2
 A 6 1 M 27/00

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月25日(2024.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の体内の治療部位における、前記治療部位からの流体の除去のための埋め込み用デバイスであって、前記デバイスが、流体除去ルーメンを少なくとも部分的に画定する導管構造体、及び前記導管構造体の一部分を囲む多孔質生体吸収性シースを備え、

前記導管構造体が、前記生体吸収性シース内及び治療の完了時の前記治療部位からの除去のために構成された除去可能な構成要素を備える、デバイス。

30

【請求項2】

前記デバイスが、前記治療部位に流体を送達するように構成されており、前記導管構造体が、流体供給ルーメンを更に画定し、前記流体供給ルーメンの一方の端部が、前記流体除去ルーメンの一方の端部と流体連通している、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

1つ以上の外部構成要素との接続のためのデュアルルーメンポートを備え、前記ポートの第1のルーメンが、前記流体除去ルーメンと流体連通している、請求項1又は2に記載のデバイス。

【請求項4】

前記生体吸収性シースが、前記治療部位と前記導管構造体との間の流体連通を可能にするように位置付けられた複数の孔を備え、前記孔が各々、約 1 mm^2 以下の面積を有する、請求項1～3のいずれか一項に記載のデバイス。

40

【請求項5】

前記シース内の前記孔が、各々約 0.2 mm^2 ～約 0.8 mm^2 の面積を有する、請求項4に記載のデバイス。

【請求項6】

前記シースは、前記導管構造体の頂部分を包む頂部シート及び前記導管構造体の底部分を包む底部シートを備え、前記頂部及び底部シートが、側部継ぎ目に沿って前記導管構造体の周りで接合されている、請求項1～5のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項7】

50

前記シースが、前記デバイスを前記治療部位の組織に固定するために、前記側部継ぎ目を越えて延在する1つ以上のフランジ又はタブを形成している、請求項6に記載のデバイス。

【請求項8】

前記シース内の前記孔が、前記デバイスの上面及び下面に提供されている、請求項1～7のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項9】

前記シースが、前記導管構造体内への創傷破片の進入を防止又は最小化するように構成された、前記デバイスの入口及び出口に近接する端区分を備える、請求項1～8のいずれか一項に記載のデバイス。

10

【請求項10】

前記シースの前記端区分が、貫通孔を備えない、請求項9に記載のデバイス。

【請求項11】

前記デバイスの入口及び出口の遠位側の前記シースの端部が閉鎖されている、請求項1～10のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項12】

除去可能な導管構造体の前記流体供給ルーメンが、前記構造体の長さの少なくとも大部分に沿った非多孔質壁を備える、請求項1～11のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項13】

前記除去可能な導管構造体の前記流体除去ルーメンが、前記構造体の前記長さの大部分に沿った多孔質壁を備える、請求項1～12のいずれか一項に記載のデバイス。

20

【請求項14】

前記除去可能な導管構造体の前記流体除去ルーメンの少なくとも大部分を画定するトラスを備える、請求項13に記載のデバイス。

【請求項15】

前記除去可能な導管構造体が、シリコン形態を備える、請求項1～14のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項16】

前記流体除去ルーメンが、少なくとも7mm²の断面積を有する、請求項1～15のいずれか一項に記載のデバイス。

30

【請求項17】

前記流体除去ルーメンが、約18mm²の断面積を有する、請求項16に記載のデバイス。

【請求項18】

前記流体除去ルーメンが、入口端部及び出口端部を有し、前記流体供給ルーメンが、前記流体除去ルーメンの前記入口端部に隣接して流体を供給するように構成されている、請求項1～17のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項19】

前記流体供給ルーメン及び前記流体除去ルーメンが、同一直線上にあり、及び/又は、ループを形成する、請求項1～18のいずれか一項に記載のデバイス。

40

【請求項20】

前記シースが、孔を有さず、前記導管構造体の下にある部分との緊密な嵌合を有する封止端区分を備える、請求項1～19のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項21】

前記シースの前記封止端区分が、流体不浸透性壁を備える前記導管構造体の一部分の上に延在している、請求項20に記載のデバイス。

【請求項22】

前記シース及び下にある前記導管構造体の断面積が、封止区分の少なくとも一部分に沿って、低減しているか、又は、テーパ状である、請求項20又は21に記載のデバイス。

【請求項23】

50

患者の体内の治療部位から流体を排出し、治療部位に流体を送達するためのシステムであって、

(i) 請求項 1 ~ 2.2 のいずれか一項に記載のデバイスと、

(ii) 前記デバイスのポート又は流体不透過性被覆材のいずれかに解放可能に結合された導管と、

(iii) 前記患者の体外に位置し、治療流体を収容するリザーバであって、流体供給ルーメンと流体連通している、リザーバと、

(iv) 前記患者の体外に位置する第 2 のリザーバであって、前記デバイスから流体を受容するように流体除去ルーメンと流体連通している、第 2 のリザーバと、

(v) 陽圧又は陰圧を前記デバイスに送達するために前記導管に結合された圧力源と、
を備える、システム。

10

20

30

40

50